

広島県福祉サービス第三者評価推進委員会 設置要綱

(設 置)

第1条 社会福祉法人広島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に、広島県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 推進委員会は、広島県における福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）の指針を定め、第三者評価を推進するとともに、評価の信頼性の確保を図ることにより、広島県内における福祉サービスの質の向上と利用者の福祉サービスの適切な選択に資することを目的とする。

(業 務)

第3条 推進委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 第三者評価機関の認証及び認証の取消に関すること
- (2) 第三者評価基準及び評価手法に関すること
- (3) 第三者評価結果の公表に関すること
- (4) 評価調査者等の養成研修に関すること
- (5) 第三者評価事業の普及啓発及び情報公開に関すること
- (6) 第三者評価事業の苦情に関すること
- (7) その他第三者評価事業の推進に関すること

(推進委員会の構成及び委員の選任)

第4条 推進委員会は14人の委員で構成し、次に掲げる者の中から県社協会長が選任し、委嘱する。

- (1) 社会福祉に関し学識経験を有する者
- (2) 地域の福祉関係者及び関係行政庁の職員等公益を代表する者
- (3) 福祉サービスの提供者を代表する者
- (4) 福祉サービスの利用者を代表する者

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に、委員の互選により、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(推進委員会)

第6条 推進委員会は、委員長が召集する。

- 2 推進委員会は、委員の過半数の出席がなければ、これを開き、議決することができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に推進委員会への出席を求めることができる。
- 4 推進委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(小委員会)

第7条 推進委員会に第3条に掲げる業務について具体的な検討を行うため、「認証委員会」及び「基準等委員会」の小委員会を設置する。

- 2 各小委員会の所掌業務は次のとおりとする。
 - (1) 認証委員会
 - ア 第三者評価機関の認証及び認証の取消に関すること
 - イ 第三者評価事業の普及啓発及び情報公開に関すること
 - ウ 第三者評価事業の苦情に関すること

- エ その他第三者評価事業の推進に関すること
- (2) 基準等委員会
 - ア 第三者評価基準及び評価手法に関すること
 - イ 第三者評価結果の公表に関すること
 - ウ 評価調査者等の養成研修に関すること
- 3 小委員会の委員は、推進委員会の委員のうちから委員長が指名する。
- 4 小委員会に委員の互選により委員長及び副委員長を置く。
- 5 委員長は、小委員会を代表し、会務を総括する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 推進委員会の委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

(任期)

- 第8条 委員の任期は2年間とする。ただし、補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は再任することができる。

(認証及び認証の取消)

- 第9条 推進委員会は、第3条第1号に規定する認証及び認証の取消に関する実施基準等を別に定める。

(評価基準)

- 第10条 推進委員会は、第3条第2号に規定する評価基準及び評価手法を別に定める。

(評価結果の公表)

- 第11条 第3条第3号に規定する第三者評価結果の公表は、推進委員会の定める様式に基づき評価機関が評価結果をまとめ、事業者の同意を得たうえで推進委員会が開設するホームページ及び関係機関窓口等において行う。

(養成研修)

- 第12条 第3条第4号に規定する養成研修（以下「養成研修」という。）は、次に掲げる研修とする。
- (1) 評価調査者の養成研修
 - (2) 評価調査者の継続研修
 - (3) その他第三者評価事業の実施に必要な研修
- 2 養成研修に必要な事項は、別に定める。

(普及啓発等)

- 第13条 推進委員会は、第三者評価に対する理解及び評価受審を促進するための普及啓発活動を行う。
- 2 推進委員会は、個人の権利利益の保護に配慮しつつ、情報公開を行う。

(苦情)

- 第14条 推進委員会は、第三者評価事業に対する苦情等が寄せられた場合は、適切かつ誠実に対応するものとする。

(事業の報告)

- 第15条 推進委員会の委員長は、年1回、広島県に、推進委員会の業務状況等について報告する。

(委員の守秘義務)

- 第16条 推進委員会の委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(事務局)

第17条 推進委員会に事務局を置く。

2 事務局に所要の職員を置く。

3 事務局職員は、推進委員会の委員長の命を受け、局務を掌理する。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。